

〈研究論文〉

## 地域で生活する精神障がい者の 「法外施設」小規模作業所の可能性 —小規模作業所運営者の語りから—

伊賀 聡子 ・ 井上 映子  
森山 拓也 ・ 島村 龍治

### 【要旨】

目的：小規模作業所（以下、作業所）を存続し続けるための運営者の経験を明らかにし、作業所の今後の存続の可能性と存在意義を探索する。

方法：（研究対象者）障害者自立支援法施行後も作業所を運営してきた運営者6名。（調査方法）質的帰納的分析法。半構造化インタビューを個別に実施。分析方法：面接内容から逐語録を作成。運営者が運営にあたりどのような経験をしてきたのかを抽出しコード化を行い類似性・相違性に従ってサブカテゴリ、カテゴリを生成した。

結果：運営者の経験は、111コードを生成し意味内容の類似性によって26サブカテゴリ、さらに【こころのケアを包含した生きるためのケアの提供】【居場所の提供】【作業所運営の継続による変化】【運営上の困難とその対処】【作業所存続へのこころの揺らぎ】【作業所の良さを取り入れた新たな支援の必要性】の6カテゴリが生成された。

考察：作業所は利用者の症状に合わせた作業提供の他、こころのケアを行い利用者が安心して社会と繋がれる場であった。利用者にプラスの変化がある一方、経済的困難や法内施設移行困難があり作業所の良さを残した新支援体制の構築の必要性が示唆された。

キーワード：小規模作業所、生活訓練、就労支援、自立支援、精神障がい者

### I. はじめに

民間企業に雇用されている精神障がい者は約6.7万人であり、身体障がい者約34.6万人、知的障がい者約12.1万人（内閣府，2019）と比べて少ない。また、就業平均継続年数は、精神障がい者3年2ヵ月であり、身体障がい者10年2ヵ月、知的障がい者7年5ヵ月と比べて著しく短い（厚生労働省，2019）。これは、精神障がい者の精神面の不安定さや、対人関係能力の欠如、薬物療法の副作用による倦怠感等の様々な要因が就労を妨げているためと考えられる。精神障がい者の就労のための望ましい環境は、障がいがあることを開示しても不利

益を被らないことを前提に、仕事量や依頼方法への留意、体調不良時の際の周囲への声をかけやすい雰囲気、体調に合わせて欠勤し易い体制が必要である（玉井，2018）。しかし、企業側の賃金に見合う仕事内容と仕事量、社会一般的な勤務体制に即した勤務についての考えと、精神障がい者および精神障がいの者の就労支援に関わる支援者の考えの相違が、精神障がい者が就労定着に至らない要因（池淵，2015）となっている。これらのことから、精神障がいの者の就労を妨げている要因は、本人の要因だけでなく、就労に関わる受け入れ側の要因もあることがわかる。

2006年、障害者自立支援法が施行され、障がいの者の社会参加と経済的自立、つまり、障がいの者の就労を目指す方針が打ち出された。この法律の施行によって、小規模作業所（以下、作業所）への国の補助金は打ち切れ、およそ6000事業所（2003年）から445事業所（2012年）に減少した。作業所の多くは「法内施設」の就労移行支援、就労継続支援A型（雇用型）/B型（非雇用型）、地域活動支援センターに移行した（きょうされん，2013）。

作業所は、障害者自立支援法が施行される以前から、精神障がいの者の居場所や人との繋がりを大切にし、一般就労に繋がらなくても個々の精神障がい者に合った活動を通して、精神障がいの者の地域生活の安定や仲間づくりに貢献してきた（千葉，2021）。精神障がい者にとっては作業所が、「話すことができる場、話を聞くことができる場」「安定した地域生活を支えてくれる場」「社会経験の場」「就労することで自立をめざす希望が持てる場」「仲間と繋がれる場」であり（三橋，2008）、精神障がい者が地域で安定した生活を送るためには必要な場であった。

2012年、障害者自立支援法から、日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）（厚生労働省，2012）となった。障害者総合支援法の法内施設である地域活動支援センターは、障がいの者が地域社会の中で交流をもちながら生活するためのサービスであり、食事やレクリエーションの提供といった日常生活に関する具体的な支援や、不安や孤独感の解消をはじめ生活上の問題に関して助言や支援を行っており、利用者の個性を尊重した関わりが実施されていることから、より作業所に近い施設の立場であるといえる。しかしながら、I型、II型、III型という3種類の類型のある地域生活支援センターは、作業所と比較して利用者数や人員配置等の規定に縛られて運営している現状がある（佐野，2018）。地域活動支援センターの中でもいちばん一日の実利用人数の設置基準が低いIII型地域活動支援センターにおいても、概ね10人以上の実利用者数、および、旧作業所としての実績を概ね5年以上有し安定した運営が図られていることが基準として求められていることから、利用者の確保ができない作業所や、5年以上の作業所運営の実績がない作業所は、地域活動支援センターIII型を設立できない。精神障がい者は、その障がい特性や、環境への適応能力の乏しさによって、地域活動支援センターへの通所が困難になるケースが容易に推測できる。さらに、地域活動支援センターの職員の業務は多岐にわたり、職員配置が脆弱な状況がある（栄，2008）、といわれており、安定的な10人以上の実利用者の確保という条件を

満たすことは規模の小さい作業所が法内施設へ移行するために大きな課題となっている。さらに、地域活動支援センターの財源は市区町村の補助金であることから、自治体によって地域格差が生じており、財政面での不安定さがある（きょうされん，2013；佐野，2018）。

これらの現状があるため、今一度、作業所の存在意義を調査・研究する必要がある。現在の国の施策の多くは、就労や就労継続に焦点が当てられているが、地域で生活しながらも就労に結びついていない精神障がい者に合った施策を新たに検討していくことも必要である。

障害者自立支援法が施行される以前の作業所に焦点を当てた先行研究として、利用者は、工賃向上への期待だけでなく、身体・生活や自主・発達（個性や自主性の尊重）を重視し、地域を意識した作業を志向する者が多い（桜井，辻中，1997）ことや、利用者は、仕事や趣味を目標にしながらも生きにくさを感じており、自己価値を認識できる他者の存在や、生活のゆとり、障がい者への理解が生きがいを支える要素である（岩崎，浅田，1999）こと、利用者のリカバリー支援の実際（加藤，2005）等が明らかとなっている。

一方、障害者自立支援法施行以降、国が精神障がい者に対して法内で就労支援を促進している中、法外の作業所の存続についての研究には、精神保健福祉士を対象とした研究（井上，2017）によって作業所の存在意義が明らかになっているが、調査対象が一施設に限られ、複数施設を対象とした研究はない。さらに、作業所の存続に最も影響を及ぼす運営者に焦点を当てた研究が見当たらないことから、作業所を存続させてきた運営者がどのようなことを思い、考え、実践をしていたのか、運営者の経験を明らかにすることが重要である。

そこで、本研究では、「法内施設」の就労支援が拡大する中、精神障がい者の地域生活の安定や仲間づくりの場である「法外施設」となった作業所を継続してきた複数の運営者の語りから、精神障がい者にとって地域と繋がる場となる作業所が存続し続けるために、運営者が運営にあたりどのような経験をしてきたのかを明らかにし、作業所の今後の存続の可能性と、昨今における精神障がい者にとっての作業所の存在意義を探索する。

## II. 用語定義

1. 運営者：利用者に対する実務運営に携わった経験のある者
2. 代表者：作業所の代表者
3. 利用者：作業所の利用者

## III. 目的

運営者は、作業所の運営にあたりどのような経験をしてきたかを明らかにし、作業所の今後の存続の可能性と、昨今における精神障がい者にとっての作業所の存在意義を探索する。

## IV. 研究方法

### 1. 研究デザイン

本研究は、作業所の運営者の内的経験を明らかにするため、質的帰納的分析法を用いた。

### 2. 研究対象者

研究対象者は、利用者に対する実務運営に携わった経験のある者とし、年齢、性別は問わないとした。

### 3. データ収集期間

2021年8月

### 4. 方法と手順

#### 1) リクルート方法

研究対象者の選定は、縁故法および同一県内にある自治体からの紹介、インターネット検索を用いて作業所をリストアップした。作業所の代表者に、書面および口頭にて、本研究の目的と意義、研究方法、倫理的配慮を説明し、同意を得た。作業所代表者から運営者に、研究説明書を配布してもらい、研究説明書を読み、本研究に協力してもよいと思った者から研究説明書に書かれた研究代表者連絡先に連絡をもらった。連絡があった研究対象者に対し、本研究の説明を行うための日程を電話で相談し、研究対象者の希望に沿った日時およびプライバシーの保たれた個室で、本研究の目的、意義、研究方法、倫理的配慮について書面および口頭にて説明し、同意を得られた方を研究対象者とした。

#### 2) データ収集方法

研究協力を承諾を得た6名に対し、インタビューガイドを用いて半構造化面接を実施した。

インタビューガイド項目は、① 法外施設になってからも作業所を継続し続けた理由、および継続する中で変化したこと、② 作業所は利用者にとってどのような場所であると思うか、③ 運営上の工夫、④ 作業所利用者は利用前後でどのような変化がみられたか、⑤ 継続運営上の課題、⑥ 家族との関わり、⑦ 行政に伝えたいこと、であった。面接場所と日時は、対象者の意向を尊重した場所で行い、研究者と研究対象者の1対1で各1回ずつ行った。面接時間は60分程度とした。研究対象者に対し、口頭と書面にて説明後、事前に同意書に署名を得て、面接内容を録音した。

### 3) 分析方法

質的帰納的分析法を行った。録音した内容を逐語録に書き起こし、運営者がどのように運営してきたかについて、帰納的にコーディングを行い、コードの類似性と相違性によりサブカテゴリ、さらにカテゴリを作成した。質的研究に精通している研究者らからスーパーバイズを受けて分析の精度を高め、信頼性と妥当性を確保した。

## 5. 倫理的配慮

本研究は、城西国際大学倫理委員会の承諾を得て実施した（研究計画通知番号：O4P210010 承認日：2021年8月4日）。

## V. 結果

### 1. 研究対象者の概要

研究対象者は、女性4名、男性2名の計6名であった。年齢は30代～70代であった。国家資格を有する者は1名であり、5名は無資格者であった（表1）。

表1. 研究対象者の概要

事例	研究対象者		
	年齢	性別	国家資格
A	60歳代	女性	精神保健福祉士
B	70歳代	女性	なし
C	60歳代	男性	なし
D	30歳代	男性	なし
E	50歳代	女性	なし
F	60歳代	女性	なし

### 2. 作業所運営者の経験

作業所運営者の経験の語りは、111コードを生成し意味内容の類似性によって26のサブカテゴリ、さらに6のカテゴリ【Ⅰ. こころのケアを包含した生きるためのケアの提供】、【Ⅱ. 居場所の提供】、【Ⅲ. 作業所運営の継続による変化】、【Ⅳ. 運営上の困難とその対処】、【Ⅴ. 作業所存続へのこころの揺らぎ】、【Ⅵ. 作業所の良さを取り入れた新たな支援の必要性】に統合された（表2）。

尚、以下の記述では、カテゴリを【 】, サブカテゴリを『 』、コードを< >、語りを「 」、重要な語りを“ ”で記した。

## 1) 【1. こころのケアを包含した生きるためのケアの提供】

【1. こころのケアを包含した生きるためのケアの提供】は、『1. 生活の中で一人ひとりに合わせた、個人を尊重した対応』『2. 家族のような体験とアットホームな関わり』『3. 社会で“生きる”ことに注力した支援の提供』『4. 親のゆとり創生のためのレスパイトケア』『5. 家族の拠り所支援』『6. 金銭的負担への配慮と信頼関係』の6つのサブカテゴリにより生成された。

運営者は、＜就労は社会が用意するのに対し、作業所は地域と結びついて働く場を切り開く＞ことであると考えていた。＜生活訓練をするのではなく、生活の中で本人が学ぶ＞ことや、＜自発的に動ける仕事ができるように、様々な仕事を提供する＞、＜利用者一人ひとりが自己実現できる場を提供する＞、＜運営者が余裕をもつことで相談しやすい雰囲気をつくる＞ように心がけ、＜別に就労じゃなくて、体を動かして働くことを重視する＞等、利用者へ様々な配慮をしていた。また、＜精神障がい者は、高齢による体力低下や治療薬によって不安定なため、毎日通所という枠では継続が困難である＞人や＜自身の高齢化や、親の介護で作業所に来られない人の受け入れ＞、＜利用者の自尊心を大切にしたい、必要とされていると思える対応をする＞等、『1. 生活の中で一人ひとりに合わせた、個人を尊重した対応』を行っていた。

さらに、運営者は、これまでの利用者の経験に関心を向け、＜これまで家庭でできなかったアットホームな体験を再現する＞、＜家族のような感覚の関わりを積み重ねる＞、＜職業ではなく、家族的で身内のような感覚で関わる＞等、利用者が「自分の親では体験できなかった」、『2. 家族のような体験とアットホームな関わり』をしていた。

＜“就労”はお金だけ“働くこと”はお金ではなく、生きがいや社会参加に繋がる＞、＜重要なのは、人の根源である“生きる”ことに目を向けた、家族を含めた支援＞であると運営者は考え、作業所の機関紙である＜Z 通信、講演活動、イベント参加などで表現力・発信力を育成する＞、＜自分の意見を親以外の人に言葉で表現させることで、自分自身で支援を要請し“生きやすさ”に繋ぐ＞、＜作品制作を通して思いを表現させ、困難に直面した際の手助けを得る勇気に繋ぐ＞等、作業所で利用者が『3. 社会で“生きる”ことに注力した支援の提供』を行っていた。また、＜利用者の作業所通いにより親は気持ちが休まる＞、＜利用者の作業所通いにより親自身がゆとりをもつ＞等、作業所は、精神障がい者本人だけでなく、『4. 親のゆとり創生のためのレスパイトケア』の場でもあった。さらに、＜家族にとっての心の拠り所である（る）＞ったり、＜作業所を介して家族間をつなぐ場所である＞作業所は、＜家族が運営に参加する＞ことで、家族の意見を聞いてもらえる『5. 家族の拠り所支援』にもなっていた。

運営者は、利用者の『6. 金銭的負担への配慮と信頼関係』を崩さないために、＜利用者との信頼関係を軸にして明瞭に会計（する）＞していた。さらに、＜利用者のモチベーション保持のために賃金を保障する＞ことや、＜利用者の金銭的負担を軽減する＞ために

利用料をもらわない作業所があった。

## 2) 【Ⅱ．居場所の提供】

【Ⅱ．居場所の提供】は、『1. 通いやすく整備された美しい施設環境の提供』『2. いつでも戻れる、安心する居場所の提供』『3. 仲間と繋がり成長し合う居場所の提供』『4. 作業を通して、社会人として地域と繋がる居場所の提供』『5. 症状・状態に合わせた作業提供する居場所づくり』の5つのサブカテゴリにより生成された。

運営者は、利用者へ様々な経験ができる【Ⅱ．居場所の提供】をしていた。運営者が『1. 通いやすく整備された美しい施設環境の提供』をすることで、「ちゃんと綺麗なところに行くんだから気を付けなくっちゃ」と、＜綺麗な施設に喜び、利用者の心構えが変化（する）＞した。

運営者は、利用者が＜就労して調子を崩した際に帰って来られる場を提供する＞、＜安心できるホッとできる場を提供する＞等、『2. いつでも戻れる、安心の居場所の提供』をしていた。安心できる居場所は、＜仲間と刺激し合いながらセルフケアを獲得する＞、＜仲間とともに自己実現する＞、＜人と繋がれる＞、＜違う障がいをもつ者同士が助け合いの気持ちをもつことに意味がある＞と感じられる等、『3. 仲間と繋がり成長し合う居場所（の提供）』でもあった。さらに、＜作業を通して地域へ出向き、人と関われる場を提供する＞ことで、＜作業所は地域の人の温もりが感じられる社会参加の場所である（る）＞り、『4. 作業を通して、社会人として地域と繋がる居場所の提供』をもしていた。

運営者は、＜精神症状が安定しない利用者が納期のある内職は困難である＞ため、＜利用者の精神症状に合わせた作業内容を提供する＞工夫や、高齢の利用者にも配慮した、＜利用者の年齢に合わせた作業内容を提供する＞等、『5. 症状・状態に合わせた作業提供する居場所づくり』をしていた。また、＜障がい重い人も受け入れる＞、＜高齢化に伴って身体機能が低下した利用者居場所を提供する＞、＜嫌なことがあった際に安心できる居場所を提供する＞ことを行っていた。運営者は、＜地域活動支援センターは状態がいい人、作業所は状態が重い人の居場所を提供する＞ために、＜作業所と地域活動支援センターの2パターンを設立する＞等の工夫をしていた。

## 3) 【Ⅲ．作業所運営の継続による変化】

【Ⅲ．作業所運営の継続による変化】は、『1. 作業所通いによるこころと習慣のプラス変化』『2. 作業所通いによる親との関係の修復』『3. 個人の頑張りから行政支援に時代が変化』『4. 運営者自身の気持ちの変化』の4つのサブカテゴリにより生成された。

運営者は、【Ⅲ．作業所運営の継続による変化】があったことについて語った。利用者は、作業所に通うようになってから、「明るくなった」、「病気に前向きになった」、「生き生きした姿になった」、「自分の存在意義を感じ会話が増加した」等、『1. 作業所

通いによるこころのプラス変化』があった。さらに、＜利用者自身が生活を安定させることの重要性の意識が育った＞、＜生活リズムが作れた＞等、作業所に通うことで、生活リズムが獲得できた。

親に対して「前はビクビクしていた」利用者は、＜作業で自信を得たことによって、親に怯えず主導権を握るようになった＞、＜利用者自身が親に対してうまく距離が取れるようになった＞等、『2. 作業所通いによる親との関係の修復』があった。

また、昔は親が頑張って障がいのある子を支える時代があったが、親である『3. 個人の頑張りから行政支援に時代が変化』した。

さらに、「初めは大きな目的なく運営してきた」が、利用者の姿を通して地域の中に作業所が絶対必要な場であると、『4. 運営者自身の気持ちの変化』があった。

#### 4) 【IV. 運営上の困難とその対処】

【IV. 運営上の困難とその対処】は、『1. 作業所への無理解による新しい利用者獲得の困難さ』『2. 補助金継続の不透明さと補助金の煩雑さ』『3. 福祉の充実に反して、地域住民支援の減少』『4. 経営できないほどの経済的困難さ』『5. 機会あるごとの関係各所への働きかけ』『6. 地域ボランティア支援の受け入れ』の6つのサブカテゴリにより生成された。

作業所には運営上の困難があり、運営者はそれに対する対処をしていた。まず、法内施設の＜新しい事業所が増えたために新しい利用者の獲得が困難になった＞。さらに、＜就労・賃金に重きを置かない作業所に対する理解がない＞ことで運営者は、『1. 作業所への無理解による新しい利用者獲得の困難さ』を感じていた。

作業所が＜身内運営のために各種補助金の情報が不足する＞ことや、スタッフに＜専門性がないために煩雑な申請書類提出に心が折れる＞現状があった。さらに、＜補助金獲得後も煩雑な報告書類作成が続く＞現状に、＜面倒な各種補助金への申請を断念する＞こともあった。また、運営者は、＜補助金がいつまで続くか漠然とした不安がある＞、＜補助金がいつ打ち切られてしまうかの不安を抱えながら運営する＞、＜補助金打ち切りのことばかり考える＞等、様々な『2. 補助金継続の不透明さと補助金の煩雑さ』に困難を感じていた。

運営者は、福祉が充実する中で、「一般の人から遠ざかっている感じがする」と、＜福祉の充実に反して地域住民支援は減少する＞、＜福祉の充実により、地域住民との接点が減少する＞等、『3. 福祉の充実に反して、地域住民支援の減少』を感じていた。

作業所は、＜収入が低額のために人を雇用でき（なくなる）＞ず、＜ボランティアやNPO法人補助に頼った（運営である）＞状況であった。このような、＜支出と収入のアンバランスによる赤字経営である＞状況は、運営者自身の「持ち出しの方が多い」状況であり、＜マイナスが膨らみ個人では背負いきれない現実がある＞。こうしたなかで、＜経済

的な面で閉所する＞作業所もある等、運営者が『4. 経営できないほどの経済困難さ』を感じる状況であった。

作業所継続の裏には、運営者の『5. 機会あるごとの関係各所への働きかけ』があった。運営者の＜自分や親戚の子のために地域へ出て協力を獲得する＞ことや、＜補助金を打ち切られない為に、イベント等には積極的に参加する＞こと、＜作業所の存在意義を機会あるごとに発信する＞、＜作業所でなければできないことがあることを行政に説明する＞ことで、補助金支給先の＜課長が作業所の必要性を行政に説く＞協力体制が整えられ、＜市役所とタッグを組み作業所を運営する＞等して運営していた。さらに、＜市役所へチラシを配布する＞、＜しらみつぶしに関係各所で利用者の募集活動をする＞努力や、「お母さんみたいなボランティアさん」等の『6. 地域ボランティア支援の受け入れ』をしながら運営していた。

#### 5) 【V. 作業所存続へのこころの揺らぎ】

運営者の【V. 作業所存続へのこころの揺らぎ】は、『1. 病院治療の限界を認識し、地域で生きることを切に願う運営者の思い』『2. 法内施設への移行が困難』の2つのサブカテゴリにより生成された。

精神科病院での勤務経験のある運営者は、＜病院での精神障がい者の治療には限界がある＞と感じ、『1. 病院治療の限界を認識し、地域で生きることを切に願う運営者の思い』があり、＜運営者が共通の認識をもってい（る）＞た。さらに、＜退院後に精神障がい者が地域生活に支障をきたしているのを目の当たりにし、病院・治療に疑問を抱く＞経験や、＜精神障がい者の事故に対して自戒の念を抱く＞ことによって、＜出逢った患者が地域で暮らすことを実現する＞ことを、運営者は心から願っていた。

【V. 作業所存続へのこころの揺らぎ】には、このような運営者が作業所の存続を切に願う気持ちと、運営者は、「とにかく頑張って地域活動支援センターに移行しよう」と「目標を掲げて」きたが、それでも＜法内施設で規定されている利用者数には満たない＞という作業所の存続に対する『2. 法内施設への移行の困難さ』の両者の気持ちが内包されていた。

#### 6) 【VI. 作業所の良さを取り入れた新たな支援の必要性】

【VI. 作業所の良さを取り入れた新たな支援の必要性】は、『1. 古きを残して新しきを取り入れる支援の必要性』『2. 一人ひとりへの切れ目ない支援のための地域連携』『3. 利用者とその親の高齢化への対応』『4. 町おこしを取り入れた居場所づくり』の4つのサブカテゴリにより生成された。

運営上の困難を抱えながらも作業所を継続してきた運営者は、【VI. 作業所の良さを取り入れた新たな支援の必要性】について語った。現在、就労移行が勧められているが、

＜就労ありきではなく、ケアや相談、作業等の機能をもつ新しい拠点が必要である＞、  
＜利用者のペースを尊重し、やった分だけの工賃がもらえるサービスやデータバンク等の  
構築が必要である＞、＜作業所の良さと法内施設の良さを兼ね備えた、ハイブリッド型支  
援を構築する＞、＜作業所の何でもできる緩さを残したまま法内施設に移行する＞等の、  
『1. 古きを残して新しきを取り入れる支援の必要性』や、＜利用者数の変動に左右されな  
い経済的な支援制度が必要である＞ことを語った。

運営者は、＜現行の法律のままでは支援の分化が危惧される＞ことや、＜コマ切れの政  
策の中で困っている人へ辿り着かない支援である＞等の実態を語った。これに対して運営  
者は、＜民間の中に行政とのパイプ役となる切れ目のない支援体制が必要である＞、＜未  
支援者への情報提供や相談等、個々に寄り添った支援体制が必要である＞、＜一方通行で  
必要としている人に支援や情報が届きにくい現状を改善する＞等、『2. 一人ひとりへの  
切れ目のない支援のための地域連携』の必要性を語った。さらに、＜平均寿命が延び、  
90・60問題へ移行する中で高齢になった精神障がい者への支援が必要である＞、＜親亡き  
後、精神障がい者の「うちに居たい」を支える支援が必要である＞、＜就労が困難な高齢  
の精神障がい者のために、作業所の継続が必要である＞、＜精神障がいの子と高齢になっ  
た親が距離をとれる場が必要である＞、＜重い障がいをもつ人が来られる居場所の選択肢  
の一つとして作業所が必要である＞等、『3. 利用者とその親の高齢化への対応』の必要  
性を語った。

運営者より、これまでの政策とは異なる、障がい者支援と地域支援をドッキングした、  
『4. 町おこしを取り入れた新たな居場所づくり』の提案があった。

表 2. 作業所運営者の経験

カテゴリ	サブカテゴリ	コード
【1. こころのケアを包含した 生きるためケアの提供】	『1. 生活の中で一人ひとりに 合わせた、個人を尊重した対応』	生活訓練をするのではなく、生活の中で本人が学ぶ
		精神障がい者に理解のあるスタッフを雇用し、利用者に合わせた対応をする
		自発的に動ける仕事が選択できるように、様々な仕事を提供する
		気分に合わせて作業を提供する
		利用者一人ひとりが自己実現できる場を提供する
		運営者が余裕をもつことで相談しやすい雰囲気をつくる
		別に就労じゃなくて、体を動かして働くことを重視する
		就労は社会が用意するのに対し、作業所は地域と結びついて働く場を切り開く
		精神障がい者は、高齢による体力低下や治療薬によって不安定なため、毎日通所という枠では継続が困難である
		自身の高齢化や、親の介護で作業場に來られない人の受け入れ
		利用者の自尊心を大切にしたい、本人が必要とされていると思える対応をする
		生活背景や自尊心に配慮し、本人と周囲の人にとって良いように身だしなみを整える
		生活の中でのケアを提供する
		これまで家庭でできなかったアットホームな体験を再現する
		『2. 家族のような体験と アットホームな関わり』
家族のような感覚の関わりを積み重ねる		
職業ではなく、家族的で身内のような感覚で関わる		
『3. 社会で「生きる」ことに 注力した支援の提供』	「就労」はお金だけ「働くこと」はお金ではなく、生きがいや社会参加に繋がる	
重要なのは、人の根源である「生きる」ことに目を向けた、家族を含めた支援		
Z 通信、講演活動、イベント参加などで表現力・発信力を育成する		
利用者の感情を拾い上げ、思いの表出を促す		
自分の意見を親以外の人に言葉で表現させることで、自分自身で支援を要請し「生きやすさ」に繋ぐ		
作品制作を通して思いを表現させ、困難に直面した際の手助けを得る勇気に繋ぐ		
生きがい・社会参加を実感できるよう「働くこと」を重視する		
生きがいに繋がる作業を提供する		
『4. 親のゆとり創生のための レスパイトケア』	利用者の作業所通いにより親は気持ちが悪くなる	
利用者の作業所通いにより親自身がゆとりをもつ		
家族にとっての心の拠り所である		
『5. 家族の拠り所支援』	作業所を介して家族間をつなぐ場所である	
家族が運営に参加する		
利用者のモチベーション保持のために賃金を保障する		
『6. 金銭的負担への配慮と信頼関係』	利用者の金銭的負担を軽減する	
利用者との信頼関係を軸にして明瞭に会計する		

表 2. 作業所運営者の経験（つづき）

【Ⅱ. 居場所の提供】	『1. 通いやすく整備された美しい 施設環境の提供』	綺麗な施設に喜び、利用者の心構えが変化する 利用者が通所しやすい便利な立地を提供する
	『2. いつでも戻れる、 安心する居場所の提供』	就労して調子を崩した際に帰って来られる場を提供する 安心できるホッとできる場を提供する 仲間と刺激し合いながらセルフケアを獲得する
	『3. 仲間と繋がり成長し合う 居場所の提供』	仲間とともに自己実現する 人と繋がれる 違う障がいをもつ者同士が助け合いの気持ちをもつことに意味がある
	『4. 作業を通して、社会人として 地域と繋がる居場所の提供』	作業を通して地域へ向き、人と関われる場を提供する 作業所は地域の人の温もりが感じられる社会参加の場所である 利用者の精神症状に合わせた作業内容を提供する 精神症状が安定しない利用者が納期のある内職は困難である 利用者の年齢に合わせた作業内容を提供する
	『5. 症状・状態に合わせた 作業提供する居場所づくり』	障がいが重い人を受け入れる 高齢化に伴って身体機能が低下した利用者に居場所を提供する 嫌なことがあった際に安心できる居場所を提供する 地域活動支援センターは状態がいい人、作業所は状態が悪い人の居場所を提供する 作業所と地域活動支援センターの2パターンを設立する
【Ⅲ. 作業所運営の継続による変化】	『1. 作業所通いによる こころと習慣のプラス変化』	作業所活動の中、大学で講義する経験を通して生き生きとした姿になった 作業を通して成長し、自分の存在意義を感じ会話が増加した 利用者自身が生活を安定させることの重要性の意識が育った 生活リズムが作れた
	『2. 作業所通いによる親との関係の 修復』	作業で自信を得たことによって、親に怯えず主導権を握るようになった 利用者自身が親に対してうまく距離が取れるようになった
	『3. 個人の頑張りから 行政支援に時代が変化』	親個人の頑張りから行政支援へと時代が変化した
	『4. 運営者自身の気持ちの変化』	初めは大きな目的なく運営していたが、利用者の姿を通して地域の中に作業所が絶対必要な場であると思うようになった

表 2. 作業所運営者の経験（つづき）

『1. 作業所への無理解による 新しい利用者獲得の困難さ』	就労・賃金に重きを置かない作業所に対する理解がない
	新しい事業所が増えたために新しい利用者の獲得が困難になった
	身内運営のために各種補助金の情報が不足する
『2. 補助金継続の不透明さと 補助金の煩雑さ』	専門性がないために煩雑な申請書類提出に心が折れる
	補助金獲得後も煩雑な報告書類作成が続く
	面倒な各種補助金への申請を断念する
	補助金がいつまで続くか漠然とした不安がある
『3. 福祉の充実に対して、 地域住民支援の減少』	補助金がいつ打ち切られてしまうかの不安を抱えながら運営する
	補助金打ち切りのことばかり考える
	福祉の充実に対して、地域住民支援は減少する
	福祉の充実により、地域住民との接点が減少する
『4. 経営できないほどの 経済的困難さ』	収入が低額のために雇用ができなくなる
	ボランティアや NPO 法人補助に頼った運営である
	支出と収入のアンバランスによる赤字経営である
	持ち出しが多く赤字続きの運営である
『5. 機会あるごとの関係各所への 働きかけ』	マイナスが膨らみ個人では背負いきれない現実がある
	経済的な面で閉所する
	自分や親戚の子のために地域へ出て協力を獲得する
	補助金を打ち切られない為に、イベント等には積極的に参加する
『6. 地域ボランティア支援の 受け入れ』	作業所の存在意義を機会あるごとに発信する
	課長が作業所の必要性を行政に説く
	市役所とタッグを組み作業所を運営する
	市役所へチラシを配布する
『1. 病院治療の限界を認識し、 地域で生きることを切に願う 運営者の思い』	しらみつぶしに関係各所で利用者の募集活動をする
	地域の方のボランティア精神による支援を受け入れる
	母親のようなボランティアを受け入れる
	病院での精神障がい者の治療には限界がある
『2. 法内施設への移行の困難さ』	運営者が共通の認識をもっている
	退院後に精神障がい者が地域生活に支障をきたしているのを目の当たりにし、病院・治療に疑問を抱く
	精神障がい者の事故に対して自戒の念を抱く
	出逢った患者が地域で暮らすことを実現する
『1. 作業場存続への こころの揺らぎ』	法内施設で規定されている利用者数には満たない
	向精神薬や高齢による体力低下によって不安定で毎日通所という枠では継続できない

表 2. 作業所運営者の経験（つづき）

	<p>就労ありきではなく、ケアや相談、作業等の機能をもつ新しい拠点が必要である</p> <p>利用者のベースを尊重し、やった分だけの工賃がもらえるサービスやデーターバンク等の構築が必要である</p>
『1. 古きを残して新しきを取り入れる 支援の必要性』	作業所の良さと法内施設の良さを兼ね備えた、ハイブリッド型支援を構築する
	作業所の何でもできる緩さを残したまま法内施設に移行する
	利用者数の変動に左右されない経済的な支援制度が必要である
	現行の法律のままでは支援の分化が危惧される
『2. 一人ひとりへの 切れ目のない支援のための 地域連携』	コマ切れの政策の中で困っている人へ辿り着かない支援である
	民間の中に行政とのパイプ役となる切れ目のない支援体制が必要である
	未支援者への情報提供や相談等、個々に寄り添った支援体制が必要である
	一方通行で必要としている人に支援や情報が届きにくい現状を改善する
『3. 利用者とその親の高齢化への 対応』	平均寿命が延び、90・60 問題へ移行する中で、高齢になった精神障がい者への支援が必要である
	親亡き後、精神障がい者の「うちに居たい」を支える支援が必要である
	就労が困難な高齢の精神障がい者のために、作業所の継続が必要である
	精神障がいの子と高齢になった親が距離をとれる場が必要である
『4. 町おこしを取り入れた 新たな居場所づくり』	重い障がいをもつ人が来られる居場所の選択肢の一つとして作業所が必要である
	町おこしを取り入れた居場所づくりが必要である

## VI. 考 察

作業所運営者の運営の実態と作業所の存続の可能性及びこれからの地域で暮らす精神障がい者に対する支援の在り方を検討する。

### 1. 作業所の運営の実態と存続の可能性

作業所の運営者は、様々な精神症状をもちながら地域で暮らす利用者に対し、『生活の中で一人ひとりに合わせた、個人を尊重した対応』や、これまで、自分の家庭では体験できなかった『家族のような体験とアットホームな関わり』を行っていた。

運営者は、＜利用者の感情を拾い上げ、思いの表出を促す＞や＜生きがいに繋がる作業を提供する＞等、利用者が『社会で“生きる”ことに注力した支援の提供』をすることで、作業を通して、彼らが生きることを支えている他、精神疾患の子をもつ『親のゆとり創生のためのレスパイトケア』や『家族の拠り所支援』を行っていた。さらに、就労していない利用者に対し、＜利用者のモチベーション保持のために賃金を保障する＞ことや、＜利用者との信頼関係を軸にして明瞭に会計する＞等、『金銭的負担への配慮と信頼関係』を大切にしていた。

このように、作業所では、精神障害をもつ方やその家族の【こころのケアを包含した生きるためのケアの提供】をしており、地域で安定した生活を送るために必要な役割を担っていると考える。岡上（1997）は、作業所について、専門性に縛られない敷居の低さやユニークな開放型の活動、日々の活動の転換の自由さがあり、対象者に対して有益な成功体験を積み、心理的な解放をもたらすことで、社会に対して背を向けない人を育てる、と述べている。このことから、就労に重きをおかず、法外施設である作業所は、より柔軟な対応と、一人ひとりの“生きる”ことを大切にした支援を可能にしていると言える。

さらに、作業所は、精神障がい者が『仲間と繋がり成長し合う居場所の提供』、『作業を通して、社会人として地域と繋がる居場所の提供』を行っており、彼らのコミュニティの場であった。＜就労して調子を崩した際に帰って来られる場を提供する＞ことは、運営者は、精神障がい者が自立する際のこころの支えになるよう運営をしていたと言える。

このような作業所に通所する中で、利用者には、『作業所通いによるこころと習慣のプラス変化』や『作業所通いによる親との関係の修復』がみられた。しかし、近年、精神障がい者の就労支援が一般化され、新しい事業所が増えてきたことで、『作業所への無理解による新しい利用者獲得の困難さ』や『補助金継続の不透明さと補助金の煩雑さ』等の運営上の困難を感じ、運営者は行政からの補助金では『経営できないほどの経済困難さ』を抱えていた。そのような中でも、作業所を存続し続けるのは、運営者が＜病院での精神障がい者の治療には限界がある＞と考える他、『病院治療の限界を認識し、地域で生きることを切に願う運営者の思い』があった。作業所によっては、法内施設への移行を考えてはいたが、＜法内施設で規定されている利用者数には満たない＞ことで、『法内施設への移行の困難さ』を抱え、法内施設への移行を断念せざるを得ない現状があった。

運営者は、「作業所が必要」と感じている一方、今後の作業所には『古きを残して新しきを取り入れる支援の必要性』を感じており、さらに、＜現行の法律のままでは支援の分化が危惧される＞、＜コマ切れの政策の中で困っている人へ辿り着かない支援である＞ことから、精神障がい者『一人ひとりへの切れ目のない支援のための地域連携』と、障がい者を地域で支えてきた経験から、福祉ではなく『町おこしを取り入れた新たな居場所づくり』の観点が必要であると考えていた。

精神障がい者やその親を含めた【こころのケアを包含した生きるためのケアの提供】を行い、仲間や地域と繋がりコミュニティの機能をもち安心できる【居場所の提供】をしている作業所は、精神障がい者が社会とつながり、地域で生きる可能性を發揮するために開かれた場といえよう。一方、法外施設である作業所の運営者は、障害者自立支援法施行後、国庫補助金が打ち切れ、自治体補助金のみ現状に対し（きょうされん障害者自立支援法対策本部、2006）、『経営できないほどの経済的困難さ』や補助金継続の不透明さへの不安を感じながら運営しており、経営的側面からの作業所存続の可能性は閉ざされていた。【作業所の良さを取り入れた新たな支援（の必要性）】を構築・実践することは、作業所が精神障がい者

の可能性を広げる、未来へと進む行路となるであろう。

## 2. これからの、地域で暮らす精神障がい者に対する支援の在り方

我が国の精神障がい者への待遇は、法の変遷が明瞭にしてくれる。1900年、精神障害者監護法が制定され、家族の責任で精神病患者が座敷牢に閉じ込められていた時代があった。その後、1919年の精神病院法制定、1950年の精神衛生法制定を経て精神病院が急増し、精神病患者が病院に追いやられた。1987年、宇都宮病院で看護職員の暴行で患者が死亡した事件がきっかけとなり精神保健法が設立され、精神障害者生活訓練施設や精神障害者授産施設が法定施設として誕生する等、ようやく精神障がい者が地域で生活することが促されるようになった。2006年には、障害者自立支援法によって、就労の場を確保する支援が進められ、現行の、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法）では、自立訓練、就労継続支援、地域生活支援等が施行され、精神障がい者への支援が拡充されつつある。

精神障がい者が社会から排除されてきた歴史に幕を閉じ、ノーマライゼーションの実現の裏には、自立訓練や就労継続支援、地域生活支援に携わる、支援者の努力があってこそだと言えよう。支援に辿り着き、支援者や仲間との関わりの中で回復する精神障がい者は相当数おり（武内ら、2017）、今度もこれらの支援を継続する必要がある。

一方、支援から漏れてしまう精神障がい者がいることは見逃してはならない。吉川（2018）によると、近年、わが国では、精神疾患や精神障がいにより、生きづらさを抱えている人が増えており、入院治療を要する人はもとより、地域生活や社会生活を送るなかで、誰にも助けを求めることができず、一人で、もしくは家族のなかで抱え込んでいる人も少なくない、という。

岡上（1997）は、精神保健法設立以降の10～15年間の地域における精神障がい者への福祉について、むやみに訓練をうたわず、社会リハビリテーションを重視した支援は、収入、地位、労働という規範の重圧を受けていた人たちが心理的に解放されつつある、と述べている。個人差はあるものの、不安定な精神症状を抱えている彼らにとって、収入や労働の重視は、安易に押し付けて良いものではない。国が賃金向上や就労支援、生活訓練を促進する中で、その波に乗れず、支援に結びついていない精神障がい者に対しての支援を考えていくことは重要である。

猪飼（2017）は、地域包括ケアにおいて従来の社会保障モデルでは不十分であり、一人ひとりに対して、伴走を基盤とした生活モデルが重要である、と述べている。本研究では、『生活の中で一人ひとりに合わせた、個人を尊重した対応』、『家族のような体験とアットホームな関わり』、『社会で“生きる”ことに注力した支援の提供』、『家族の拠り所支援』等、作業所では、様々なところのケアが行われていることが明らかとなった。法内施設では、利用者数や職員配置の規定の遵守や工賃向上が求められ、作業所と比較して、個々の利用者の

こころのケアまでは対応が困難であると考えられる。精神障がい者やその家族へのこころのケアは、彼らの精神安定に繋がり、再入院の抑制に繋がると考える。さらに、就労を果たしたとしても、精神障がい者の平均勤続年数は3年2ヵ月（厚生労働省、2019）と低いことから、＜就労して調子を崩した際に帰って来られる場を提供する＞ために、『いつでも戻れる、安心の居場所の提供』は重要である。

現在、わが国の高齢化率は28.4%となった（内閣府、2021）。運営者は、高齢化への対策の必要性を感じており、＜平均寿命が延び、90・60問題へ移行する中で、高齢になった精神障がい者への支援が必要である＞、＜親亡き後、精神障がい者の「うちに居たい」を支える支援が必要である＞等、『利用者とその親の高齢化への対応』の必要性が語られた。高齢となった精神障がい者とその親への支援を同時に担っている作業所の役割は、今後、増々の高齢社会へ突入する日本において、重要な位置づけとなるのではないかと考える。

運営者の語りから、＜法内施設で規定されている利用者数には満たない＞ことで、「地域活動支援センター」への移行ができなかった作業所の実態が明らかとなった。作業所によっては、利用者数が原因で法内施設への移行ができず、『経営できないほどの経済的困難さ』を抱えながらも、運営者が障がい者を支え続けていた。就労継続支援や地域活動支援センターへ移行している作業所もあるが、法律の規定に添わないために移行できないこの現状は、現行の法律の盲点であるとも言えよう。また、全ての障害者の日中活動を個別の給付事業を拡充すべきであるとの考え方もある（きょうされん、2006）。

精神障がい者が地域の中で生きるために、地域に根差した＜町おこしを取り入れた居場所づくりが必要である＞り、医療・福祉・介護サービスの横断的制度改革（吉川、2018）にとどまらない、地域資源やコミュニティを取り入れ、かつ、精神障がい者と共に価値共創しながら“ともに生きる”支援、つまり、コミュニティケアが今後の支援の在り方であると考える。

## Ⅶ. 結 論

作業所の実務運営に携わった運営者の経験は111コードを生成し、意味内容の類似性によって26サブカテゴリ、さらに【こころのケアを包含した生きるためのケアの提供】【居場所の提供】【作業所運営の継続による変化】【運営上の困難とその対処】【作業所存続へのこころの揺らぎ】【作業所の良さを取り入れた新たな支援の必要性】の6カテゴリが生成された。

これらから、作業所は、利用者の症状に合わせた作業提供の他、こころのケアを行い利用者が安心して社会と繋がれる場であり、利用者にプラスの変化がある一方、経済的困難や法内施設移行困難があり、作業所の良さを残した、新支援体制の構築の必要性が示唆された。

## 【謝辞】

本研究にご協力くださいました研究対象者の皆さまに深く感謝申し上げます。

## 【付記】

本研究は本学学長所管研究費研究奨励制度（共同研究助成）の助成を受けて実施した。

## 【文献】

- 千葉信子（2021）. 精神保健活動とリハビリテーション. 出口禎子, 松本佳子, 鷹野朋美（編）. ナーシンググラフィカ精神看護学② 精神障害と看護の実践（p.209）. メディカ出版.
- 池淵敏斗（2015）. 精神障害者の就労に対する企業と就労支援施設との認識の違い—精神障害者・企業への円滑な支援に向けて—. 国際医療福祉大学学会誌, 20（2）, 33-42.
- 猪飼周平（2017）. 今あらためて生活モデルとは？—これからの支援文化を作り上げるために—. 30年後の医療の姿を考える会編（pp.19-58）. 修学社.
- 井上牧子（2017）. 精神障害者小規模作業所を存続させる意義と精神医学ソーシャルワーカーの専門性の関連についての考察—NPO 法人地域生活を支援する会「ひびき」の実践例から—. 目白大学総合科研究,（13）, 19-30.
- 岩崎弥生, 浅田澄子（1999）. 作業所利用中の精神障害者の生きがい. 千葉大学看護学部紀要,（21）, 9-16.
- 加藤欣子（2005）. 利用者の「リカヴァリー」を支援する作業所の取り組み—精神障害者小規模作業所におけるアクションリサーチ—. 北星学園大学大学院社会福祉学研究科北星学園大学大学院論集,（8）, 15-33.
- 厚生労働省（2012）. 地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要.  
[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/dl/sougoushien-01.pdf](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/sougoushien/dl/sougoushien-01.pdf)（2021年11月11日アクセス）
- 厚生労働省（2019）. 平成30年度障害者雇用実態調査の結果.  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05390.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05390.html)（2021年9月18日アクセス）
- きょうされん（2013）. 地域活動支援センターにおける運営実態調査の結果.  
<http://www.wasaren.org/wasaren/pdf/jittaihoukokusyo.pdf>（2021年4月21日アクセス）
- きょうされん障害者自立支援法対策本部（2006）. それでもしたたかに—障害者自立支援法と小規模作業所（p.26-54）. 芳文社.
- 三橋真人（2008）. 小規模作業所の役割に関する一考察—メンバーたちのグループディスカッションか

- らの検討. 精神保健福祉, 39 (1), 59-65.
- 内閣府 (2019). 令和元年版障害者白書. 雇用. 就労の促進施策.  
[https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r01hakusho/zenbun/pdf/s2\\_2-1.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r01hakusho/zenbun/pdf/s2_2-1.pdf) (2021年4月18日アクセス)
- 内閣府 (2021). 令和2年版高齢社会白書.  
[https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/html/zenbun/s1\\_1\\_1.htm](https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/html/zenbun/s1_1_1.htm) (2021年9月18日アクセス)
- 岡上和雄 (1997). 精神障害者の地域福祉—試論と実践最前線— (p.107-109). 相川書房.
- 栄セツ子 (2008). 精神障害者の地域生活支援 障害者自立支援法施行に伴う精神障害者地域生活支援センターの移行に関する一考察. 桃山学院大学総合研究所紀要, 34 (1), 57-71.
- 桜井康宏, 辻中綾 (1997). 障害者小規模作業所の設立動向とその基本指標—障害者の地域生活保障に関する基礎的研究・その1—. 日本建築学会計画系論文集, 493, 135-143.
- 佐野美貴 (2018). 地域生活支援事業②各論—地域活動支援センター. (編) 精神保健医療福祉白書編集委員会. 精神保健医療福祉白書 2018/2019 多様性と包括性の構築 (p.66). 中央法規.
- 武内陽子, 飯田淳子, 長崎和則 (2017). 精神障害者と周囲の人々の関係に関する先行研究の検討. 川崎医療福祉学会誌, 26 (2), 150-158.
- 玉井裕子 (2018). 精神障害者への就労支援の可能性—飲食や障害者アート領域の事例から—. 21世紀社会デザイン研究, 17, 81-99.
- 吉川隆博 (2018). 刊行にあたって. (編) 精神保健医療福祉白書編集委員会. 精神保健医療福祉白書 2018/2019 多様性と包括性の構築 (pp.1-2). 中央法規.

# The Potential of Legally Unauthorized Small-Scale Workshops for People with Mental Disabilities Living in the Community: Narratives of Small-Scale Workshop Operators

Satoko Iga, Eiko Inoue, Takuya Moriyama, Ryuji Shimamura

## Abstract

**Purpose of research:** To study the experiences of operators of small-scale workshops (hereafter, referred to simply as, “workshops”) in sustaining their workshops, and to explore their significance and survival prospects.

**Research method:** The six operators that participated in this study have continued to operate workshops after the implementation of the Services and Supports for Persons with Disabilities Act. The qualitative inductive analysis method was leveraged; individual semi-structured interviews as well as verbatim interviews were conducted. Subcategories and categories were generated based on the similarities and differences, by extracting and coding what kind of experiences the operators have had in operating the workshops.

**Results:** The study generated 111 codes based on the experiences of the operators. It also created 26 subcategories based on similarities in terms of meaning and content. Six categories were generated as follows: (i) providing care for living including mental care; (ii) facilitating a safe space; (iii) changes associated with continuing to operate the workshop; (iv) challenges in terms of operating the workshop and measures taken to address such difficulties; (v) mental fluctuations in the survival of the workshop; and (vi) the need for new support strategies focusing on the positive aspects of these workshops.

**Conclusion:** Workshops have always acted as havens providing users with work and psychological care based on their symptoms, thereby enabling them to feel connected to and secure in the society. Although users reap the benefits of positive changes resulting from these workshops, workshops typically face financial and other difficulties, which pose challenges for users to transition into legally sanctioned facilities. Such difficulties indicate the necessity to establish new support systems that retain the positive aspects of these workshops.

**Key words:** small-scale workshops, life-skills training, employment support, independence support, people with mental disabilities.